

国立大学法人長崎大学と国立研究開発法人国立環境研究所との連携協定

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の両機関が連携・協力し、地球環境と人類の健康にかかる研究と人材育成を推進し、プラネタリーヘルスの発展に寄与することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 地球環境の観測・予測と健康にかかるプラネタリーヘルス研究交流に関すること。
- (2) 人材交流に関すること。
- (3) 研究施設の相互利用に関すること。
- (4) その他甲と乙が必要と認めること。

第3条 第1条及び第2条に関連して得られた研究成果については甲及び乙が共有するものとし、その公表方法に当たっては甲及び乙の担当者が協議の上決定することとする。

（連携の実施）

第4条 本協定に関わる連携の実施に当たり、詳細な取り決めが必要となる場合は、甲と乙が協議の上、覚書により合意するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、双方協議の上、書面により合意が得られたときは、有効期間をさらに3年間更新するものとし、以後も同様の扱いとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関して重大な事項は、甲と乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、双方各1通を保有する。

令和2年 7月 1日

甲 長崎県長崎市文教町1-1-4
国立大学法人長崎大学
学 長 河 野 茂



乙 茨城県つくば市小野川1-6-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理 事 長 渡 辺 知 保

